

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 事前意見について

(茅ヶ崎市地域集会施設 浜須賀会館)

1. 評価できる点

- 事業計画における施設の管理、運営、危機管理の面において、現実的であり、かつ効率的・効果的な取り組みである点
- 「浜須賀会館まつり」など地域に根差した自主事業等が積極的に実施されている点
- 運営に必要な様々な規定等を整備している点
- 昭和59年から運営委託後、平成17年からの指定管理者として限られたスペースの中での運用努力は評価できます。

2. 改善を要する点

- 少子高齢化社会の到来を受け、今後さらなるニーズの把握に努めていく必要があると考えます。
- 新しい利用者を増やすこと（既存の利用団体、利用者以外の方々）に対する取り組み（お祭りなど）を通じて、どのような成果（人数、居住地、満足度、来場動機）がでたのかを把握してください。
- 既存利用者に対する利用者アンケート等によるニーズ把握と、それに基づく運営改善を行い、報告を行ってください。
- 広く市民に対して、コミュニティセンターの活動・内容が伝わるように、インターネット（HP,SNS,MLなど）やポスター、チラシなどを通じた情報発信を行ってください。
- 主体的な市民、活動団体による持続的な活動を促すために、利用者・団体自身がインセンティブを感じて、地域集会施設の運営に参画することを促し、そのための必要な情報提供、意識啓発、人材育成、具体的な活動におけるまきこみなどを行ってください。
- 8名もの職員を雇用しているが、指定管理者として労働法令について関心が少ない様に感じられます。
- H27年度最高稼働率室の稼働率は45.0%と低レベルにあります。
- 現在の就業規則では、法定の記載事項に対し、不足があります。
- 収支計画書の消費税が過大計上されています。
- 事業報告については、管理施設ごとのものも作成すべきです。

3. その他

- 委託における複数社の見積聴取について、その対象となる聴取先はどのようになっているのですか。落札率、入札額の状況はどのようになっているのですか。
- 提出書類について
  - ・賃金台帳の調整は、労働基準法に定められている項目を満たすべきものと考え、この度提示されたデータは、賃金計算結果（控除の有無や労働時間も不明）です。
  - ・事務員の雇用に関する規定も1ページ分しか提出されていません。